平成 29 年度前期特定機能病院監査報告書 - 慶應義塾大学病院 -

平成29年4月1日から平成29年9月30日までの平成29年度前期の慶應義塾大学病院(特定機能病院)監査委員会(以下「監査委員会」という)における監査結果を以下のとおり作成したので報告する。

1. 監査の概要(方法及びその内容)

医療法施行規則第九条の二十三、9 に規定される監査委員会として、慶應義塾が設置する監査委員会において管理者等からの報告に基づき、医療安全管理責任者、医療安全管理事任者、医療安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、感染制御部門等の業務を監査した。監査対象となる責任者、部門、委員会については、当該担当者等から業務の執行状況等について平成 30年2月6日に開催した監査委員会において、資料の提出及びに報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

≪監查項目≫

- 1) 医療安全管理部門について
- 2) 院内安全対策委員会について
- 3) 医薬品の安全管理について
- 4) 医療機器の安全管理について
- 5) 感染制御部門について
- 6) その他必要と思われる事項

2. 監查結果

監査委員会において、平成 29 年度前期における医療安全管理責任者、医療安全管理部門、院内安全対策委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、感染対策運営委員会等の業務の状況等について審議した結果、医療に係る安全管理が適切に実施されていると確認した。

3. その他意見、強調事項等

- ・病院機能評価受審の効果も加わり、医療安全及び感染防止に係る様々な対応策が立てられており、大きな進歩を感じられた。
- ・改善への取組みの中で、必要以上に臨床現場の業務負担に繋がっているものも 見受けられる。患者の安全に繋がる効果を評価する必要がある。

- ・麻酔科医のみが人工呼吸器管理を行なっている取組みは、患者の安全を最優先とする対策としては良いが、一方で基幹型臨床研修病院の役割として、医師への十分な研修を行なう必要性も考慮し、適切な指導のもと研修を行なうことも検討して欲しい。
- ・より医療安全の取り組みの現状を理解した上で監査を実施するために、今後の 監査委員会においては臨床現場で実際に使用する電子カルテ入力画面等のよ り具体的な資料の提示による説明が望ましい。

慶應義塾大学病院特定機能病院監査委員会 平成 30 年 4 月 14 日